

但し時宜に依り他ノ方法ヲ以テ慰安スル事ナラズ

(四) 意思疏通ニ関スル件

一、社員並ニ職工中ヨリ代表者ヲ出シ協議會ヲ組織シ諮問機關ヲ設置スル事

但し其ノ方法ハ別ニ規定ス

二、工場内必要ノ場所ニ投票日函ヲ設ケ業務上ニ関心付キ事ヲ隨時宜ニ役其他ニ申出デシムル事

七、経過ノ大要

會社在株主其ノ他關係者方面ニ声明書を配布シ又市民に對シテは不始末として協同者と共に本回ノ爭議は鈴木織機ノ勝利が評議會を過信せしめたるものにして吾社ノ解決如何は直ちに他社に必然的影響を及ぼすものなれば吾社は私的功利觀を去りて評議會の策動と跋扈とを排拒する決心を述べ一而感工側には本爭議の犠牲となりて多量ノ習得たより懸念を裁断を抛棄して新職業者につくの不利を論じ評議會の煽動を離れて速に帰復する様勤を

する宣傳ビラ十数種を撒布し罷業団は之に對し本爭議は評議會の煽動によるに非ず設備の不完全職工體便に胎胎するものなり又評議會は共產主義を主張する團體に非ず純然たる合法団体として金出に三茶数子の會負を有する指導機關たりと主張する反駁的宣傳ビラこれに同志會相愛會等のビラも加はりて紅白青黄巻上翻調として散乱し未前大宣傳戦が演ぜられた。爭議團側は始めライオン館本部を置きし五月三日に至り元浜町に移転し司令部と改稱し尚全負を十二班に分此せしめ午前八時より午後四時迄を集會時間とした。

爭議發生當時は連日約一千名以上の集合者に治氣ありし中途中より会社の切山崩れに復職者續出し八百名位に減じ解決項は三百人乃至五百人時下は二百人位に激減し意氣消沈の體があつた。

罷業者資金として罷業者職工の日給二日分約六千円の外友誼團體の寄附金等約八九千円を費出したるもの如くである。

職工各自は会社の貯蓄機關たる福德會より積立金の押戻を受け生計の費用に充てた。(その押戻を受けた者五百六十八人金額二萬一千九百九十八円五十六文)